

特定事業所加算確認表(訪問介護)

各々の加算について下記の算定要件を満たしているか確認してください。

確認日： 年 月 日

特定事業所加算(Ⅰ)の場合→(1)体制要件①～⑤、(2)人材要件、(3)サービス提供責任者要件 及び (4)利用者要件
 特定事業所加算(Ⅱ)の場合→(1)体制要件①～⑤ 及び (2)人材要件 又は (3)サービス提供責任者要件
 特定事業所加算(Ⅲ)の場合→(1)体制要件①～⑤ 及び (4)利用者要件
 特定事業所加算(Ⅳ)の場合→(1)体制要件①～④及び⑥、(3)サービス提供責任者要件 及び (4)利用者要件

(1) 体制要件

全 加 算 区 分	①利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における訪問介護員等(登録ヘルパーを含む。以下同じ。)の技術指導を目的とした会議を概ね月に1回以上開催している。	有 ・ 無
	実施時期	会議の内容
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	②サービスの提供に当たって、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受け、記録・保存している。 訪問介護員への伝達手段 ⇒ 【 _____ 】	有 ・ 無
③事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を1年以内ごとに1回以上、事業主の費用負担により実施している。	有 ・ 無	
④緊急時等における対応方法について、対応方針、連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行っている。	有 ・ 無	
Ⅰ Ⅱ Ⅲ	⑤事業所の全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画(個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めたもの)を作成し、計画に従い研修を実施している。	有 ・ 無
Ⅳ	⑥事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画(個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めたもの)を作成し、計画に従い研修を実施している。	有 ・ 無

(2) 人材要件【加算Ⅰ・Ⅱ関係】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	実績計	1月当たりの平均
訪問介護員等の総数 (常勤換算) …(a)														…(b)
(a)のうち介護福祉士の総数(常勤換算)														…(c)
(a)のうち介護福祉士、実務者研修者修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の総数(常勤換算)														…(d)
$(c) \div (b) \times 100 = \square \geq 30$ 又は $(d) \div (b) \times 100 = \square \geq 50$														

※介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。

※常勤換算法による職員数の算定方法については、暦月ごとの職員の勤務延時間を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。

(3) サービス提供責任者要件【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ関係】

		(平均利用者数 名)
		職員数
サービス提供責任者	常勤	人
	非常勤	人

【加算Ⅰ・Ⅱ】

すべてが3年以上の介護業務の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者もしくは介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者であること。ただし、1人を超えるサービス提供責任者を配置する必要がある事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。

【加算Ⅳ】

配置されていることとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、配置基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を2人以上配置していること。

(4) 利用者要件【加算Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ関係】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	実績計	1月当たりの平均
利用者の総数 …(e)														…(f)
(e)のうちA表①に該当する利用者数														…(g)
(e)のうちA表②に該当する利用者数														…(h)
【加算Ⅰ・Ⅲ】 $(g) \div (f) \times 100 = \square \geq 20$ 【加算Ⅳ】 $(h) \div (f) \times 100 = \square \geq 60$														

※当該割合については、利用実人数又は訪問回数を用いて算定すること。

A表	
①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護4又は要介護5である者 ・ 認知症日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ、Mである者 ・ 口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養(いずれも医師の指示の下に行われるもの)を必要とする者 (当該指定訪問介護事業所が喀痰吸引、経管栄養に関して大阪府の登録を受けている場合に限る。)
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護3、要介護4又は要介護5である者 ・ 認知症日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ、Mである者 ・ 口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養(いずれも医師の指示の下に行われるもの)を必要とする者 (当該指定訪問介護事業所が喀痰吸引、経管栄養に関して大阪府の登録を受けている場合に限る。)